

各位

管理会社名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ  
 問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治  
 (TEL. 050-5785-6306)

## 投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、別紙に記載のE T F（以下、対象E T Fといいます。）における各投資信託約款の変更に関し、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容および理由

対象E T Fについて、以下の通り、各信託約款の一部に所要の変更を行いません。

#### ＜約款変更の内容＞

2026年4月1日付で行なわれる「一般社団法人投資信託協会」の合併に伴ない、その記載を「一般社団法人資産運用業協会」へ変更いたします。

※このたびの合併は、「一般社団法人資産運用業協会設立準備法人」を吸収合併存続法人とし、「一般社団法人投資信託協会」および「一般社団法人日本投資顧問業協会」を吸収合併消滅法人として行なわれるものです。

	変更前	変更後
協会名	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人資産運用業協会

#### 2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2026年3月31日（予定）

変更日 : 2026年4月1日

#### 3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行いません。

#### 4. 対象ETF

銘柄コード	ファンド名
1308	上場インデックスファンドTOPIX
1330	上場インデックスファンド225
1345	上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型
1322	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300
1677	上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型
1358	上場インデックスファンド日経レバレッジ指数
1578	上場インデックスファンド日経225（ミニ）
1481	上場インデックスファンド日本経済貢献株
1486	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）
1487	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）
2843	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジあり）
2844	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジなし）
2861	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジなし）
2862	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジあり）
1490	上場インデックスファンドMSCI日本株高配当低ボラティリティ（ $\beta$ ヘッジ）
1495	上場インデックスファンドアジアリート
1547	上場インデックスファンド米国株式（S&P500）
1554	上場インデックスファンド世界株式（MSCI ACWI）除く日本
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCI エマージング）
1555	上場インデックスファンド豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）
1566	上場インデックスファンド新興国債券
2521	上場インデックスファンド米国株式（S&P500）為替ヘッジあり
1586	上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials
1592	上場インデックスファンドJPX日経インデックス400
1698	上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100）
2093	上場 Tracers 米国債0-2年ラダー（為替ヘッジなし）
2235	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジなし
2562	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジあり
2568	上場インデックスファンド米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジなし
2569	上場インデックスファンド米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジあり
2239	上場インデックスファンドS&P500先物レバレッジ2倍
2240	上場インデックスファンドS&P500先物インバース
2552	上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型（ミニ）
2566	上場インデックスファンド日経ESGリート
1399	上場インデックスファンドMSCI日本株高配当低ボラティリティ
213A	上場インデックスファンド日経半導体株
399A	上場インデックスファンド日経平均高配当株50
540A	上場インデックスファンド日経銀行株トップ10 ※2026年3月18日上場予定

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第22条の2 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第22条の2 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>
<p>(運用の基本方針) 第24条 ① (略) 7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針) 第24条 ① (同 左) 7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第22条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第22条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>① (略)</p> <p>7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>① (同 左)</p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

## 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条</p> <p>①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券(一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。))をいいます。以下同じ。)の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>②(略)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条</p> <p>①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。))をいいます。以下同じ。)の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>②(同左)</p>
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①(略)</p> <p>7. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①(同左)</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第25条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第25条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第8条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第8条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第20条</p> <p>①（略）</p> <p>10. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第20条</p> <p>①（同 左）</p> <p>10. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

### 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第31条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第31条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>8. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券 (為替ヘッジなし)	約款	第9条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券 (為替ヘッジあり)	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債 (為替ヘッジあり)	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債 (為替ヘッジなし)	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債 (為替ヘッジなし)	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債 (為替ヘッジあり)	約款	

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>9. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>9. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)                      第9条                      ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。                      ②(略)</p>	<p>(基準価額の計算方法)                      第9条                      ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。                      ②(同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)                      第21条                      ①(略)                      7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)                      第21条                      ①(同 左)                      7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)                      第32条                      ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)                      第32条                      ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>9. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>9. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款	第9条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) 約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング) 約款	

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>11. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>11. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT) 約款  
 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド新興国債券 約款  
 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり 約款

第9条  
 第21条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>10. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>10. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（略）</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 21 条</p> <p>①（略）</p> <p>8. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 21 条</p> <p>①（同 左）</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 31 条の 2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 31 条の 2</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

## 約款の新旧対照表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に対して、その保有する株式および上場不動産投資信託証券（<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）であって、金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの</p> <p>②～⑩（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に対して、その保有する株式および上場不動産投資信託証券（<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）であって、金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの</p> <p>②～⑩（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（略）</p> <p>9. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えない</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①（同 左）</p> <p>9. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものと</p>

ものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。	し、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条の 2 ①デリバティブ取引等について、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。	(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条の 2 ①デリバティブ取引等について、 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

追加型証券投資信託 上場 Tracers 米国債 0-2 年ラダー (為替ヘッジなし) 約款

第 9 条  
第 21 条  
第 25 条  
第 26 条  
第 32 条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(基準価額の計算方法) 第 9 条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ② (略)	(基準価額の計算方法) 第 9 条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ② (同 左)
(運用の基本方針) 第 21 条 ① (略) 9. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。	(運用の基本方針) 第 21 条 ① (同 左) 9. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
(スワップ取引の運用指図) 第 25 条 ①～② (略) ③スワップ取引の評価は、法令および <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (略)	(スワップ取引の運用指図) 第 25 条 ①～② (同 左) ③スワップ取引の評価は、法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (同 左)

<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第26条</p> <p>①～② (略)</p> <p>③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第26条</p> <p>①～② (同 左)</p> <p>③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (同 左)</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第32条</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (ダウ平均) 為替ヘッジなし 約款	第9条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (ダウ平均) 為替ヘッジあり 約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジなし 約款	第25条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジあり 約款	第26条 第32条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第9条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>① (略)</p> <p>8. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>① (同 左)</p> <p>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第25条</p> <p>①～② (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第25条</p> <p>①～② (同 左)</p>

<p>③スワップ取引の評価は、法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (略)</p>	<p>③スワップ取引の評価は、法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 26 条</p> <p>①～② (略)</p> <p>③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 26 条</p> <p>①～② (同 左)</p> <p>③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④ (同 左)</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 32 条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 32 条</p> <p>①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド S&P500 先物レバレッジ 2 倍 約款

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド S&P500 先物インバース 約款

第 9 条  
第 21 条  
第 26 条  
第 27 条  
第 33 条

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 30 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(基準価額の計算方法)</p> <p>第 9 条</p> <p>①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 30 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 21 条</p> <p>① (略)</p> <p>8. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないもの</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 21 条</p> <p>① (同 左)</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものと</p>

とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。	し、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
(スワップ取引の運用指図) 第26条 ①～② (略) ③スワップ取引の評価は、法令および <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (略)	(スワップ取引の運用指図) 第26条 ①～② (同 左) ③スワップ取引の評価は、法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (同 左)
(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第27条 ①～② (略) ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (略)	(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第27条 ①～② (同 左) ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。 ④ (同 左)
(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第33条 ①デリバティブ取引等について、 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。	(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第33条 ①デリバティブ取引等について、 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 隔月分配型 (ミニ) 約款 第9条  
第21条  
第33条

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u> に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ② (略)	(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産 (受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券 (以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ② (同 左)
(運用の基本方針) 第21条 ① (略)	(運用の基本方針) 第21条 ① (同 左)

<p>7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第33条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第33条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経 ESG リート 約款

第6条  
第9条  
第21条  
第25条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券（<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める不動産投信等の投資信託証券をいいます。以下同じ。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。 ②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券（<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める不動産投信等の投資信託証券をいいます。以下同じ。）の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。 ②（同 左）</p>
<p>(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法) 第9条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>
<p>(運用の基本方針) 第21条 ①（略）</p>	<p>(運用の基本方針) 第21条 ①（同 左）</p>

<p>7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド MSCI 日本株高配当低ボラティリティ 約款	第 9 条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド日経半導体株 約款	第 21 条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド日経平均高配当株 50 約款	第 25 条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド日経銀行株トップ 10 約款	

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(基準価額の計算方法) 第 9 条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>	<p>(基準価額の計算方法) 第 9 条 ①この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して銭位未満を四捨五入した金額をいいます。</p>
<p>(運用の基本方針) 第 21 条 ① (略) 7. <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針) 第 21 条 ① (同 左) 7. <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第 25 条 ①デリバティブ取引等について、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

以上